審査の結果の要旨

論文提出者:酒井一輔

論文題目:19世紀日本の基金財政と地域経済の形成―地域基金による経済の組織化―審査委員:谷本雅之(主査)、岡崎哲二、小島庸平、中村尚史、渡辺尚志(一橋大学)

公開発表会: 2018 年 1 月 30 日 審查委員会: 2018 年 1 月 30 日 口述試験: 2018 年 1 月 30 日

本論文は、近代経済成長を準備し開始した 19 世紀日本において、市場経済化や非農業生産の進展がもたらす紛争や社会対立を統治しながら、ある特定の空間を経済的に統合する「地域経済」がどのように形成されたのかを、地域団体・地方自治体の経済活動に着目し明らかにすることを課題としている。論文の構成は以下の通りである。

序章

- 第1章 近世後期の町場における宅地開発と行財政運営の変容
- 第2章 近世後期の町場における「町」財政の構造
- 第3章 旗本領主財政の外部委託と基金形成
- 第4章 明治期における地域基金の社会経済的機能
- 第5章 近代法制度下での組織再編と地域形成

終章

序章では、これまでの研究によって、19世紀の日本に一定の地理的・空間的なまとまりをもつ「地域経済」が見出され、当該期の経済成長や本格的工業化につながる要因として位置付けられてきたこと、その地域経済を存立させた源泉として、経済諸主体の行動を律する人的関係(社会関係資本)の存在が論じられてきたことを指摘したうえで、しかしそこでは、何が地域の経済諸主体を律し経済発展へと結実させたのか、どのような物質的基盤がそれを可能にしたのか、といった問いに十分な解答が与えられてこなかったとする。このような研究史認識を前提に著者は、自治体・地域団体が所有する金銭穀物などの共有財産に着目し、これらの動産が「地域基金」として財政運営に活用されていく過程を分析することを通じて、地域が統合・組織化されていく仕組みを明らかにすることを、本論文の直接の課題として設定している。

第1~第3章は、近世後期における地域の行財政の変容を、この時期に経済的な発展が見られる町場(下総国香取郡佐原村)を対象として検討している。まず第1章では、関東・畿内の64の町場の概観によって、非農業就業の拡大の中で宅地開発が進んだことが明らかにされたうえで、佐原村の土地の多くが田畑の「屋敷成」として宅地化され、個々の村民

の所持石高と実際の経済力の間に矛盾が生じたことが示される。石高を基準とする課税方式では、「無高ニ而も有徳之商人」に適正水準の負担を配分するのは難しかったこと、また新たに建築された居宅の人別調べに既存の支配機構の名主組が対応しきれず、多くの過誤と混乱が生じたことが指摘される。宅地に対して、耕地よりも高い年貢賦課率が適用されるようにはなったが、土地の名請人のみに課せられる年貢の配賦調整だけでは、不均衡の是正には限界が画されていた。

ではいかにして均衡ある負担配分の仕組みが構築されたのか。第 2 章では、佐原村内の都市的部分に一円的なまとまりをもって構成された非公式の住民組織「町」の財政運営を検討することで、この問いに迫っている。町は石高割や単純な軒割とは異なる独自の等級基準を設定し、世帯の経済力に応じた負担の賦課に努めるとともに、町が所有する財産(髪結床)の運用をはかり、その収益を基金化した。これらを財源として町財政は、幕末には祭礼費や消防関連設備費、明治初期には小学校費用といった公共サービスへの支出を行っていたことが確認される。特に著者は基金を基盤とする財政運営に着目し、運用益からの支出の面だけではなく、基金の預託が町場の商人層にとっての低利資金の調達源となっていたこと、それがひいては地域内の資金循環の円滑化に資するものであったことを、名主を務めていた伊能忠敬の財政基金論などにも触れつつ論じている。

第3章は、佐原村を支配する旗本・津田家の財政運営に「賄方」として関与した地元の商人(清宮家・伊能家)が、領主家財政の中から地域財政を区分けしていく過程を分析している。賄方は津田家家計支出の削減等によって生み出した資金によって長期借入金の返済を進めていくが、その際に地元商人への返済が優先されていたこと、また余剰となった資金が、「別廉積置金」として賄方の内部に貯蓄されていたことが明らかにされる。この別廉積置金からは、佐原村を含む知行地内での救恤、普請補助などの民政経費が支出され、また地域商人への融資も行われていた。領主財政内部に形成されたものでありながら、別廉積置金は事実上、領主の家計・家産とは切り離された地域共有の財産となっており、明治維新後にも地域商人の元に基金として残されていくのである。

この近世来の遺産として継承された地域基金が、明治維新後の地域の社会と経済に果たした役割を検討したのが、第4章・第5章である。第4章では、まず府県統計書によって、明治前期の多くの地域で「民積」と称される共有金穀が存在していたこと、そこで最も一般的だったのが、備荒貯蓄のための基金を複数町村で共有する形態であったことが確かめられる。本章が取り上げる、愛媛県下の旧大洲藩領34ケ村の共同所有である「郡中貯え」もその一つで、18世紀末以来、村高に応じて拠出された米穀の一部が貨幣化されて運用される一方で、飢饉時には米銀の救済的な支出がなされていた。明治に入っても34ケ村の共有金穀として存続し、飢饉・災害時の救恤あるいは平常時の低利米貸付(貧農救済)、小学校や郡役所などの社会基盤整備費への充当、村債購入や地元の銀行、産業組合への預金等を行っていたことが明らかにされている。なおこの過程では、支出対象や運用先を34ケ村の範囲に限定する志向が強く働いていたが、この地域基金のもつ集団的制約の強さを、明

治前期の組織再編過程の検討を通じて明らかにすることが次章の課題となる。

第5章では、まず「郡中貯え」と宮城県・旧仙台城下の町人地24ケ町共有の「日掛銭」の二つを事例に、個別的所有権の明確化を求める近代法体系と、町村合併を伴う近代地方制度の導入が、地域基金を解体へ向かわせる可能性があったことが指摘される。それは地域基金の処理をめぐって、個別の町村や住民への分割請求論が浮上したことに端的に現れていたが、しかし紛争を経ながらも、地域基金は近世来の町村による共同所有として維持された。著者はその理由を、基金が団体的制約の強い「総有」的な性格の下で管理されてきたという歴史的経緯と、近代以降も社会・経済上で実利的な意義を持ち、当該基金をめぐる経済的利害が住民間に広く共有されていたことの二点に求め、それが近代行政町村や部落とは原理的に異なる、経済的利害の共有を源泉とした一つの団体を生み出したとしている。

終章では、本論文全体を要約した上で、地域基金を財源とした基金財政の展開によって 経済的利害が共有されたことが、特定の地域が経済的に意味を持つひとつの空間へと統合、 組織化されていった要因であったとしている。

本論文の研究史への貢献は、19世紀日本に広く存在した自治体・地域団体の共有財産に着目し、それが基金化され、地域財政の財源として明治維新の制度改革をも通貫して機能していたことを、一貫した視点に基づく実証作業によって示したことにある。共有財産や地域基金の存在は、個別事例としては指摘されているが、その全国的な分布状況の確認と複数事例の比較対照を踏まえつつ、近世後期から明治期までを視野に収めた体系的な研究としては、本論文が嚆矢であるといえる。多くの一次史料の渉猟に基づく本論文の実証水準も高く評価される。特に第3章は、賄方を務めた清宮家・伊能家文書に含まれる会計帳簿を読み解き、記帳されている金銭の複雑な出入を復元・解釈することによって別廉積置金の機能を解明しており、本論文の白眉ともいえる成果である。このような着実な実証作業に立脚しつつ、地域経済をめぐる近年の経済史研究の問題設定を深化させ、かつ近世史における地域社会論・都市論と近代史からの地方財政史研究を架橋する本論文は、実証性と構想力の双方を備えた優れた研究成果といえよう。

もっとも本論文にも、問題点は残されている。地域基金が存在し、それをめぐって利害の共有が存在していたとして、それが特定の地域を経済的に意味を持つひとつの空間(地域経済)へと統合・組織化していく起動力となりえるかどうかは、さらに問われるべき問題である。その手掛かりとして、例えば「郡中貯え」の運営主体と基金からの資金を導入する経済主体の関係などが挙げられようが、この点について実証的に深められていない点は惜しまれる。地域基金が、自治体財政の全体像の中で占めた位置についても、多くは語られていない。たとえば近世期佐原村について、地域基金と町入用・村入用などを対比することも必要だったのではないだろうか。また同じく地域基金といっても、佐原村 1 ケ村の共有財産と、34 ケ村にまたがる広域的な「郡中貯え」とでは、その規模や性格の違いを

考慮に入れる必要があるだろう。

しかしこれらの点は、著者の今後の研究によって解決されるべき検討課題というべきものである。本論文に示された優れた研究成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を備えていることを十分に示している。したがって審査委員会は、全員一致で、本論文の著者が博士(経済学)の学位を授与されるに値するとの結論を得た。